

第 16 回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和 4 年 3 月 18 日 金曜日 13 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第16回 会津美里町農業委員会定例総会会議録

1. 日時 令和4年3月18日 金曜日 13時30分～14時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	3番 村松 祐一	2番 眞鍋 伸太郎
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	8番 福田 真実	7番 佐藤 孝夫
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	推進委員 佐藤 和人
	推進委員 元木 博人	
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 9名出席／10名	
4. 議事録署名人	3番 村松 祐一	5番 野中 充

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長  
係長  
主査

立川 昇  
田邊 実千代  
廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 眞部伸太郎 委員、7番 佐藤孝夫 委員から欠席の届けがありました。また、4番 諏訪栄一 委員、9番 柴崎陽 委員より遅れるとの届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第16回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
3番 村松祐一 委員、5番 野中充 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号24番、譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、立石田字宮東乙342番 畑 148㎡であります。申請事由としては、譲渡人が、耕作不便・低生産地のため、譲受人が、相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、総額で50,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号25番、譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、氷玉字川成27番 田 238㎡と穂馬字滝ノ原甲336番 畑 208㎡ 計446㎡であります。申請事由としては、農地交換のためです。移転時期は許可日以降であり、交換であるため、価格は無償としております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号26番、譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、穂馬字六枚畑甲506番 外2筆 畑 123㎡ であります。申請事由としては、農地交換のためであります。移転時期は許可日以降であり、交換のために価格は無償としております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号27番、譲渡人は 、譲受人は 。申請農地は、穂馬字西背戸7番1 外1筆 畑 358㎡であります。申請事由としては、譲渡人が、相手方要望、譲受人が、経営の効率化であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10アールあたり250,000となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。議案第58号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 58 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

### 【農地法第 5 条関係】

議長 次に議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 12 番、譲渡人は 、譲受人は と で、共に です。

申請農地は、字油田 1598 番 1 畑 495 m<sup>2</sup> 実測 495.93 m<sup>2</sup>です。

転用時期は許可日以降で、価格は 1 m<sup>2</sup>あたり 2,016 円となっております。

転用理由は一般住宅用地であります。

工事着工及び完成年月日は、許可日から令和 4 年 8 月 31 日 の予定です。建築物の名称及び面積は、住宅敷地 116.62 m<sup>2</sup>、駐車スペース 71.96 m<sup>2</sup>、通路・その他 307.35 m<sup>2</sup>。

なお、現地調査を実施しております。

受付番号 13 番、設定人は 8 名おります。

であります。

被設定人は、 となります。

申請農地は、字高田前川原 3494 番 1 外 13 筆 内訳が 田 1,359 m<sup>2</sup>、畑 2,279 m<sup>2</sup>、計 3,638 m<sup>2</sup>、実測で 3,582.16 m<sup>2</sup>となります。

移転時期は許可日以降で、価格は 1 m<sup>2</sup>あたり 606 円となっております。

権利移転しようとする理由は、ドラッグストアの店舗建設であります。

工事着工及び完成は、許可日から令和 4 年 8 月 31 日の予定です。

建築物の名称及び面積は、店舗・建物管理スペース 1,397.54 m<sup>2</sup>、

駐車場 785.55 m<sup>2</sup>、通路・緑地 1,399.07 m<sup>2</sup>

権利設定は賃借権です、なお、現地調査を実施しております。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 12 番と 13 番について、本名京子委員より報告願います。

本名委員

受付番号 12 番について、現地調査の報告を申し上げます。

令和 4 年 3 月 8 日 午前 10 時から調査を行いました。

出席者は、譲渡人の さん、譲受人の さん、譲受人の父の さん、申請事務関係者の 、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局 により調査を実施しております。

転用目的は一般住宅の建築です。付近への被害防止策ですが、申請地は、周囲に L 型擁壁を施工し、土砂流出を防止します。

農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道へ排水し、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。

その他周辺農地への影響ですが、申請地は、東側を道路と接している以外は、農地に囲まれておりますが、土盛りや L 型擁壁の施工により土砂流出を防止するため、周辺農地への影響はありません。

また、住宅の建築については、周辺の土地所有者から同意を得ており、問題はないとのことでした。

続いて、受付番号 13 番について現地調査の報告を申し上げます。

令和 4 年 3 月 8 日午前 10 時 30 分から調査を行いました。

出席者は、設定人の さん、 さん、 さん、

被設定人の代理として、 さんと

さん、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局 により調査を実施しております。

転用目的は ドラッグストアの建築です。付近への被害防止策ですが、申請地はアスファルト舗装を行い、それ以外の部分については防草シートで覆うため、土砂流出の恐れはありません。

農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道に排水し、雨水は駐車場内及び敷地南側に側溝を設置し、集水して、西側の既設排水路に排水するため、影響はありません。

なお、西側水路との間にも土留めを設置するとのことでした。

その他、周辺農地への影響ですが、申請地は、北側を国道、東側を町道、西側を水路と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。

また、南側に農地がありますが、土砂流出防止策を講じ、建築物の方角から考えて日照等への影響もないと思われるため、影響はありません。

以上報告いたします。

議長

出席委員の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。議案第 59 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 59 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

### 農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 60 号 農用地利用集積計画の意見を求める件について を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
それではまず、受付番号 233 番から 255 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 233 番から 255 番までは原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号 256 番から 258 番を議題といたします。本件については、委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 256 番から 258 番までは原案のとおり決定いたします。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。これをもって、議案の審議を終了いたします。

### 【相続による農地の取得農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 57 号から第 59 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 57 号につきましては、14 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思いますが、受付番号 72 番と 77 番について、在外地主となります。相続を契機に耕作放棄地となるような例が多くありますので、担当地区の委員の皆様は、今後は、日頃の農地の見回りや農地パトロールにおいて気を配っていただき、耕作していないようであれば、農業委員会に相談をされるようお願いいたします。



## 【農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について】

事務局次長 続きまして報告第58号、これは200㎡未満の農業用施設へ転用する届出案件であります。

受付番号2番、申請人は 。申請農地は、立石田字宮東乙333番 畑 138㎡です。転用理由は農業用倉庫で、追認案件です。35年ほど前に申請人の父が建築した倉庫で、今般相続で見直したところ、届出をしていなかった事が判明したため、指導に従い追認で届出をするものです。工事着工及び完成は、受理日以降で令和4年3月20日となっております。建設物の名称及び面積は、農業用倉庫49.68㎡、ビニールハウス4.5㎡、通路・その他83.82㎡です。

受付番号3番、申請人は、 。申請農地は、福重岡字福光丙471番 外1筆 畑 197㎡です。転用理由は、農業用倉庫であります。工事着工及び完成は、受理日以降で令和4年5月1日となっております。建設物の名称及び面積は、農業用倉庫68.33㎡、通路・その他128.67㎡です。

## 【合意解約について】

事務局次長 合意解約については、6件提出されております。それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りをいただきたいと思います。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第16回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

《 14:00 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 印  
( 松本 吉弥 )

会議録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 3番 村松 祐一 )

会議録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 5番 野中 充 )